令和９年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項
（スポーツ活動への助成）

スポーツ活動普及事業

公益財団法人スポーツ安全協会

１．助成の目的

我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とします。

２．助成対象者

スポーツ関係団体・障害者スポーツ団体（法人格の有無は問わない）、障害者支援団体、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

※　営利を目的とする団体を除きます。

３．助成対象事業及び助成金額

（１）助成対象事業

不特定多数の者（障害者を含む）の利益の増進に寄与することを主たる目的に国内で実施する次の事業を助成対象事業とします。

事業名：スポーツ活動普及事業

年齢や性別、障害の有無等に関わらず人々が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会を提供することを目的とする事業。

①実施規模

全国、ブロック、県内全域規模で実施するスポーツ活動の振興に資する事業

②事業内容

大会、競技会、交流会、研修会、セミナー等

③申請時の留意点

・当該助成事業は、学校教育に関する事業は対象外とします。
・営利的なイベント、興行、申請団体への加入者誘引、及び個人的資格取得講習会は対象外とします。（例：特定の企業名等がついている活動）
・他の補助金や助成金等との併用は可能ですが、活動内容や経費の棲み分けがされていることが必要です。
・原則として、同一事業は連続３回までとします。
・事業規模は、直接活動する実参加者数が原則として５０人以上とします。

４．助成金額（助成総額（予定）：４，５００万円）

（１）助成金額は次のとおり。助成期間はいずれも単年度。

① 多種目にわたって行われ、且つ大規模な青少年スポーツ振興事業
…１事業上限２５０万円　助成率１/２以内
② 全国規模で開催されるスポーツ活動の振興に関する事業
（全都道府県の１/２以上または８ブロック以上で予選会を開催）
…１事業上限１００万円　助成率１/２以内
③ ブロック、県内単位規模で開催されるスポーツ活動の振興に関する事業
…１事業上限５０万円　助成率１/２以内

（２）対象経費等

【対象経費】

・事業に直接要する経費（諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件費（臨時雇用者に限る）など）とし、助成期間内に国内の活動で使用した経費。

【対象外経費】

・懇親会、パーティ等に要する飲食等の経費
・保険料
・備品費（３万円以上）
・団体運営のための経常的経費（設備費、給与等）

５．助成対象（事業実施）期間

スポーツ活動普及事業の助成対象期間は以下のとおりとします。
令和９年４月１日から令和１０年３月１０日までに実施される活動

６．応募方法

（１）応募方法　Graain（グラーイン、電子申請システム）

○応募に当たっては、Graain から申請すること（郵送、メール不可）。
手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書等を作成し、提出してください。

○申請書には、下記の書類を作成又は添付する必要があるので準備して提出すること。

（必須項目）
①事業計画書（Graain から入力）
②事業予算書（協会様式、Excel 形式）
③過去２か年の団体全体の事業実績及び決算書（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）
※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除きます。

（条件に合致する場合）
①定款、規約又はそれに類する規定等（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）
・条件：過去２年度間に当協会の助成を受けていない場合
※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除きます。
②関係資料：事業の概要が分かる資料（様式自由、PDF 形式）
・条件：前年度に同種の事業を行っている場合、申請内容の補足を希望する場合

（２）応募期間

令和８年１１月２日～令和８年１２月２４日１６時（時間厳守）

応募（申請）は、１団体につき各事業１件までとします。

電子申請システム「Graain」の利用方法

①「Graain」に新規アカウントを作成します。アカウントはGoogle以外で作成すること。

https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login

※既に、Graainのアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要。既存のアカウントでログインすること。

②ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、「スポーツ活動普及事業」を選択してください。

③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出してください。

＜注意＞

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則としてGraainにて通知するので、必ず同システム内の通知を確認してください。

なお、Graainにアカウント登録するE-mailは、団体アドレス等複数人で確認できるものを奨励します。

＜参考＞

詳しくは、以下のマニュアルを参照してください。

・Graain 新規アカウント登録マニュアル

・Graain 利用操作マニュアル

７．選定方法

本会審査委員会で審査の上、決定します。

なお、助成金交付申請額は査定（減額）されることがあります。

８．採択基準

採択に当たっては、特に次の事項を総合的に審査します。

・スポーツの振興に寄与することが期待される事業であること

・事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること

・事業計画・予算の内容が明確で熟度が高く、実施体制も構築され、事業の実施が確実であること

・助成事業終了後も事業が継続されることが期待できること

・安全管理、傷害の予防、ハラスメントの防止、その他のリスク対応が適切であること

・新規で申請する団体は、申請事業の過去の実施実績が確認できること（原則として、実績のない新規事業は不可）

９．採択必須条件

採択された団体は、次の条件を遵守して実施してください。

（１）事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じてスポーツに親しむ契機となるよう努めること。

（２）安全管理（緊急時の対応計画および暑熱や落雷などの環境リスクへの配慮など)、傷害予防（実施される活動特性に応じた予防策)、ハラスメント防止、その他のリスク対応を適切に行うこと。

（３）傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。

（４）助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。

・開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』の記載（※）をすること。

・大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告（※）を掲出すること。

・大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー（※）を表示すること。

・開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「広告チラシ」（※）を配布すること。

・ＳＮＳ等を活用した活動の広報を行うこと。

上記、※印については、採択時に連絡します。

10. 応募～助成期間終了まで

応募受付期間	令和８年１１月２日～令和８年１２月２４日１６時
助成の決定・通知	令和９年３月上旬（予定）
助成事業の開始	令和９年４月１日
助成金の交付	令和９年６月上旬（予定）

申請書の返却及び審査の経緯や結果の問合せは、受け付けません。

11. 助成期間終了後：

（１）実績報告書の提出　Graain（グラーイン、電子申請システム）

・実績報告書は、Graain から提出すること（郵送、メール不可)。
手続き方法等については、採択後に別途連絡します。

・報告書等の提出期限
事業終了後３０日以内若しくは翌年度４月９日のいずれか早い日（厳守）

12. 留意事項：

（１）次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還していただきます。

①対象事業を中止又は廃止した場合

②報告書の提出を怠った場合

③提出書類に虚偽の記述を行った場合

④決算で助成率が１/２を超えた場合

⑤決算で剰余金が生じた場合

⑥助成事業で購入した備品を目的外で使用した場合

⑦上記「採択必須条件」の取り扱いを怠った場合

（２）スポーツ活動普及事業の助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業は連続３回までとします。

（３）事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

13. 個人情報の取扱い等：

（１）提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取り扱います。

（２）助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表します。

14. お問合せ先：

公益財団法人スポーツ安全協会　助成担当（根本、髙橋）

メール：josei@spoan.or.jp

電　話：０８０（８０２５）３００２　（平日１０時～１６時）